

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年4月18日

| | | | |
|---------|---|---|------|
| 宮城県監査委員 | 安 | 部 | 孝 |
| 宮城県監査委員 | ゆ | さ | みゆき |
| 宮城県監査委員 | 遊 | 佐 | 勘左衛門 |
| 宮城県監査委員 | 工 | 藤 | 鏡子 |

記

- 1 監査委員の報告日
平成26年2月26日
- 2 通知のあった日
平成26年3月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額
 - 現年度分 120,073,875円
 - 過年度分 392,842,937円
 - 合計 512,916,812円
- ・ H23年度収入未済額
 - 現年度分 140,621,211円
 - 過年度分 418,627,881円
 - 合計 559,249,092円

ロ 措置の内容

県税について、以下の主な徴収対策を講じ、収入確保と収入未済額の縮減に努めた。

(イ) 収入未済額の約8割を占める個人住民税については、県税滞納額縮減3か年計画に基づき、管内市町との連携を図り徴収対策を推進していくため、個人住民税徴収対策会議を開催した。更に11月から12月までに実施した宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町村長と県税事務所長の連名による共同催告を実施した。

また、管内市町の徴収担当職員のスキルアップを図るため、搜索をテーマに滞納整理研修会を開催したほか、地方税法第48条による直接徴収を実施した。

(ロ) 個人住民税以外の税目については、督促状等発送後、速やかな財産調査に努め、差押えによる滞納整理を進めた。

特に滞納額が多い自動車税を中心にローラー作戦を実施し、臨戸による徴収、納税指導を行った上、悪質・常習滞納者に対しては、即効性、効果を考慮しながら自動車や預金口座の差押えを実施した。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額
 - 現年度分 176,395,898円
 - 過年度分 424,923,114円
 - 合 計 601,319,012円
- ・ H23年度収入未済額
 - 現年度分 206,923,994円
 - 過年度分 493,011,084円
 - 合 計 699,935,078円

ロ 措置の内容

平成25年3月策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、以下の徴収対策を講じ、収入未済の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と連携しながら個人住民税徴収対策会議を開催するとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収、共同催告や町村職員の徴収技術支援、県税還付金の差押支援、平成25年度からは滞納整理業務改善支援チームを設置し、町村支援のための事業に取り組むこととした。

個人県民税以外の税目については、滞納者に対し差押中心の滞納整理を積極的に進めた。預貯金や給与等の債権差押えをはじめ自動車の差押え、捜索による動産はインターネット公売して換価するなど、収入未済額の縮減を図っていく。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額
 - 現年度分 132,226,984円
 - 過年度分 376,840,147円
 - 合 計 509,067,131円
- ・ H23年度収入未済額
 - 現年度分 152,376,606円
 - 過年度分 415,527,294円
 - 合 計 567,903,900円

ロ 措置の内容

新たに策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」を柱に、「平成25年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針」に基づき、収入未済額の更なる縮減を図った。平成24年度決算対比で7%の収入未済額縮減を目標にするとともに、個人県民税を除く税目の差押えの件数を400件として収入確保に努めた。

平成25年12月末現在で、差押件数は自動車の差押件数382件を含む432件と目標値を大きく上回った。また、捜索を含めた財産調査を積極的に行い、財産のない者については処分停止等の措置を講じ、5年時効の発生防止及び未整理事案の解消に努めた。更に、滞納事案検討会を2回開催し、長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して滞納整理にあたった。

個人県民税については、滞納整理業務改善支援チームによる管内市町への支援を取りまとめたほか、地方税法第48条の規定による直接徴収を実施し、2市から延べ14件を受託し徴収にあたった。また、1市1町と高額滞納者案件の事案検討会を実施するとともに、縣市連名による共同催告書を発送した。更に、県税還付金差押えなどの支援に取り組み、滞納額の縮減に努めた。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分 140,751,780円

過年度分 500,152,426円

合 計 640,904,206円

・ H23年度収入未済額

現年度分 166,733,366円

過年度分 518,781,124円

合 計 685,514,490円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税について

収入未済額の84%を占める当該県税については、平成25年4月から管内全市町で特別徴収義務者一斉指定による徴収が予定どおり開始された。今後徐々に成果が挙がるものと期待される。また、同年4月に「市町滞納整理業務支援チーム」を所内に設立し、中長期計画(目標)策定(設定)、滞納整理マニュアル整備の支援及び滞納処分等研修の強化を図った。更に地方税法第48条による徴収を積極的に引き受けながら、滞納整理技術の指導・助言を行い成果が挙げられている。

(ロ) 自動車税について

収入未済額の8%を占める当該県税については、処理件数が多いことから、滞納整理の年間・月間目標を設定し、目標達成のための業務を、毎月開催する班内会議で周知・徹底する等計画的に進めた結果、平成26年2月末現在、当所歴代1位を記録した前年同期の収入率を更に上回るペースとなっているとともに、収入未済額も2月末現在、既に前年度を下回った。

(ハ) その他県税について

現年度課税分については、長期滞納状態にならぬよう督促状発付後速やかに催告や財産調査を実施し滞納処分に備えた。滞納繰越分については、滞納処分を中心とする滞納整理方針とし、差押可能財産の分析・検討を強力に行い、税収確保、収入未済額の縮減に繋げた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分 25,881,241円

過年度分 98,869,811円

| | |
|--------------|--------------|
| 合 計 | 124,751,052円 |
| ・ H23年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 31,604,039円 |
| 過年度分 | 120,487,551円 |
| 合 計 | 152,091,590円 |

ロ 措置の内容

個人県民税徴収対策は、平成25年度から設置した「市町村滞納整理業務改善支援チーム」で、初めての試みとして、滞納のある特別徴収義務者を対象に、栗原市長と県税事務所長の連名による共同催告書を持参しての訪宅による納税折衝を行った。また、特別徴収推進を図るため大崎地域、栗原地域、登米地域を所管する県税事務所及び同地域の市町で打合せを持ち、今後の取組方針を検討した。栗原市においては、平成25年度に特別徴収義務者の一斉指定を延期したまたは指定から外れた事業主に対して、平成26年度から特別徴収義務者に指定する予告書を発送し、当事務所においては、管内税理士に対し、関係する事業所の特別徴収による手続への移行を文書持参により直接働きかけた。

なお、北部県税事務所及び管内市町で構成する北部地区住民税徴収対策会議の事業として、県税・市町税徴収の管理監督者を対象とした滞納整理のマネジメント研修及び徴収担当者を対象に、タイヤロックの実務研修を行った。

個人県民税を除く徴収対策は、滞納額は前年度を上回らないことのほかに滞納者数の縮減を目標に掲げ、早期の納税折衝、財産調査を心がけた。滞納額の多くを占める自動車については、滞納額、件数ともに前年度から更に縮減できる見込みである。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

| | |
|--------------|--------------|
| ・ H24年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 108,721,188円 |
| 過年度分 | 551,863,555円 |
| 合 計 | 660,584,743円 |
| ・ H23年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 112,491,803円 |
| 過年度分 | 628,727,614円 |
| 合 計 | 741,219,417円 |

ロ 措置の内容

平成25年度においては、個人県民税徴収確保対策として特別徴収義務者一斉指定を行うとともに、48条徴収や共同催告などを実施した。

また、自動車税を中心に差押えを強化した。

(イ) 個人住民税特別徴収義務者一斉指定

特別徴収実施率

- ・ 石巻市 79.95% (前年度62.89%)
- ・ 東松島市 83.04% (前年度65.10%)
- ・ 女川町 66.18% (前年度57.84%)

(ロ) 市との連携による共同催告及び48条徴収の実施

- ・ 共同催告 東松島市 389件 (前年度0件)
- ・ 48条徴収 東松島市 22件 (前年度0件)

(ハ) 滞納処分の促進 (H26.2月末現在)

- ・自動車の差押促進
実績 467件（前年度420件）
- ・タイヤロックの実施
実績 12件（前年度5件）

(二) 収入未済額の縮減対策（H26. 2月末現在）

- ・不納欠損処理
実績 57,295千円（前年度46,322千円）

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・H24年度収入未済額

| | |
|------|--------------|
| 現年度分 | 48,052,136円 |
| 過年度分 | 104,943,636円 |
| 合計 | 152,995,772円 |
- ・H23年度収入未済額

| | |
|------|--------------|
| 現年度分 | 45,725,271円 |
| 過年度分 | 113,608,637円 |
| 合計 | 159,333,908円 |

ロ 措置の内容

- (イ) 「県税滞納額縮減対策3か年計画」の初年度として、11月から12月までに設置した「宮城一斉滞納整理強化月間」をはじめとして、滞納額縮減対策に取り組んだ。
- (ロ) 個人県民税については、強化月間中において、登米市との共同催告書の発送や搜索等を実施した。また、一般税については、住民税等の財産調査を実施し、換価が容易な預貯金を中心とした差押えや、資力のない滞納者への処分停止を行うなど適切な債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・H24年度収入未済額

| | |
|------|--------------|
| 現年度分 | 43,920,678円 |
| 過年度分 | 171,905,553円 |
| 合計 | 215,826,231円 |
- ・H23年度収入未済額

| | |
|------|--------------|
| 現年度分 | 55,001,745円 |
| 過年度分 | 221,627,432円 |
| 合計 | 276,629,177円 |

ロ 措置の内容

平成24年度については、財産調査等を実施し、資力のある滞納者に対して預金等の債権を中心に差押えを行い、滞納額の縮減に努めたところである。

平成25年度については、上記の方法で滞納が解消しないケースが発生した場合に備え、市町村等が実施する搜索に同行するなどし、搜索のスキルアップに努めている。

(9) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H24年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 8,158,403円 |
| 過年度分 | 20,818,554円 |
| 合 計 | 28,976,957円 |

・ H23年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 11,783,097円 |
| 過年度分 | 10,860,558円 |
| 合 計 | 22,643,655円 |

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H24年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 3,273,548円 |
| 過年度分 | 16,846,079円 |
| 合 計 | 20,119,627円 |

・ H23年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 3,692,575円 |
| 過年度分 | 16,369,140円 |
| 合 計 | 20,061,715円 |

○母子寡婦福祉資金貸付金違約金

・ H24年度収入未済額

| | |
|------|------------|
| 現年度分 | 144,900円 |
| 過年度分 | 2,724,300円 |
| 合 計 | 2,869,200円 |

・ H23年度収入未済額

| | |
|------|------------|
| 現年度分 | 571,200円 |
| 過年度分 | 2,241,700円 |
| 合 計 | 2,812,900円 |

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金）

・ H24年度収入未済額

| | |
|------|------------|
| 現年度分 | 1,194,516円 |
| 過年度分 | 631,553円 |
| 合 計 | 1,826,069円 |

・ H23年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 359,785円 |
| 過年度分 | 271,768円 |
| 合 計 | 631,553円 |

○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）

・ H24年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 29,169円 |
| 過年度分 | 229,685円 |
| 合 計 | 258,854円 |

・ H23年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 71,751円 |
| 過年度分 | 160,472円 |
| 合 計 | 232,223円 |

ロ 措置の内容

(イ) 生活保護扶助費返還金

平成25年当初に債権区分の見直し及び縮減目標の設定を行い、それに向けた対応策を検討し、収入未済額の縮減に努めた。

○H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 7,574,021円 |
| 過年度分 | 19,523,106円 |
| 合 計 | 27,097,127円 |

○処理状況 (債権回収のための取組)

- ・返還が滞っている債務者や保護廃止世帯に対して、年2回督促状を発送し、返還指導を行った。
- ・生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問し、納入を指導した。保護が廃止となった世帯については、債権管理担当者を中心に、訪問や電話により生活及び収入の状況の確認を行い、返還可能な債務者には納入指導を強化した。
- ・一括返済が困難なため返還が滞っているが、分割であれば返還可能な世帯に対しては、履行延期特約申請による分割での納入を指導した。

○対応策

- ・収入申告義務の周知徹底を図るため、年度当初の訪問時及び新規開始時に、全世帯の稼働年齢者を対象に収入申告及び返還の義務に係る説明を行い、理解した旨の確認書を徴収した。
- ・定期的な訪問により、生活や就労・収入状況の確認、収入申告書の徴収を行い、収入の早期発見に努めた。
- ・7月に課税調査を行い、就労収入や年金収入の未申告者に対し、返還の義務及び適切な収入申告について指導した。
- ・「未収債権事務取扱要領」を策定することにより事務の統一化を図り、適正かつ合理的な収納管理を行うとともに、所内に「未収債権回収対策検討会議」及び「未収債権回収チーム」を設置し、収入未済の縮減を図ることとした。

(ロ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

- ・未然防止策としては、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人はもとより、原則、連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人及び連帯借受人が返済できない場合は連帯保証人に返済義務が生じることの意識付けを徹底した。
- ・償還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めた。
- ・修学資金貸付者に対しては、最終貸付となる卒業年度の9月に借受人及び連帯借受人との面接を実施し、次年度から開始することとなる償還についての意識付けを徹底した。
- ・昨年度から実施した就学終了前の面接を継続するとともに、貸付中の借受人及び連帯借受人と面接を実施して、修学・経済状況を把握し、将来の貸付金償還について意識付けを徹底した。
- ・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 3,110,989円 |
| 過年度分 | 15,387,079円 |

合 計 18,498,068円

(ハ) 母子寡婦福祉資金償還金違約金

- ・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)

現年度分 74,900円

過年度分 2,655,200円

合 計 2,730,100円

(ニ) 過誤払返納金

- 処理状況 (債権回収のための取組)

- ・ 年2回督促状を送付し、納入指導を行った。

- ・ 生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入指導を行った。

- 対応策

- ・ 定期的に訪問して生活の状況を確認し、過払が生じないように保護費の適正支給に努めた。

- ・ 世帯の状況や収入に変動があり過払が生じることが予測される場合は、返納の義務が生じることを事前に説明し、過払が発生したときは、納入を指導した。

- H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)

現年度分 1,077,116円

過年度分 450,383円

合 計 1,527,499円

(ホ) 未熟児養育費負担金

- ・ 債務者の情報を整理し対応策を検討していくこととしていたことから、今年度は個人ごとに過去の督促状況等を整理するとともに、債務者全員 (計8名) に対して催告書を送付した。

- ・ 平成24年度に発生した収入未済分について重点的に督促をしていくこととしていたことから、対象者2名への家庭訪問を実施した。その結果、1名分24,620円を全額徴収することができた。しかし、1名分については既に転居していたため徴収することができなかった。

- ・ 転居した債務者の所在地を確認するため、住民票謄本 (除票を含む。) の発行を依頼することとする。

- ・ 早期の債権回収に向けて、積極的に家庭訪問を実施していくことにしている。

- ・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)

現年度分 4,529円

過年度分 229,685円

合 計 234,214円

(10) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金、未熟児養育費、過年度過払金等返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。

(内容)

- 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

- ・ H24年度収入未済額

現年度分 5,617,717円

過年度分 43,120,100円

合 計 48,737,817円

- ・ H23年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 7,063,582円 |
| 過年度分 | 39,889,348円 |
| 合 計 | 46,952,930円 |
- 生活保護扶助費返還金
 - ・ H24年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 2,657,653円 |
| 過年度分 | 20,833,770円 |
| 合 計 | 23,491,423円 |
 - ・ H23年度収入未済額

| | |
|------|-------------|
| 現年度分 | 3,400,743円 |
| 過年度分 | 18,192,339円 |
| 合 計 | 21,593,082円 |
- 未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）
 - ・ H24年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 309,136円 |
| 過年度分 | 57,162円 |
| 合 計 | 366,298円 |
 - ・ H23年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 43,042円 |
| 過年度分 | 124,359円 |
| 合 計 | 167,401円 |
- 過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）
 - ・ H24年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 121,020円 |
| 過年度分 | 225,000円 |
| 合 計 | 346,020円 |
 - ・ H23年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 100,000円 |
| 過年度分 | 225,000円 |
| 合 計 | 325,000円 |
- 過誤払返納金（生活保護扶助費返納金）
 - ・ H24年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 0円 |
| 過年度分 | 333,568円 |
| 合 計 | 333,568円 |
 - ・ H23年度収入未済額

| | |
|------|----------|
| 現年度分 | 114,700円 |
| 過年度分 | 218,868円 |
| 合 計 | 333,568円 |

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

縮減に向けて、担当班に属する全ての事務系職員に対して、一部納付の推進と縮減が班全体の使命であることを意識付けた。また、事例検討会を開催し、職員・相談員の資質の向上を図った。更に、借受人等との信頼関係を構築するために、担当制のもと、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対して償還意思の確認、督促などの働きかけを徹底した。

○生活保護扶助費返還金

定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を行い、収入未済の解消を図るとともに、必要に応じて履行延期の手続を指導するなど納入の促進に努めた。また、幹部職員を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布して督促や納入状況を確認し、収入未済の解消に努めた。なお、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握するとともに被保護者に対しては適切な収入申告について指導した。

○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）

継続的に電話や訪問等による督促を行い、納入を図った。また、一部納付が可能なことや未熟児養育費が乳幼児医療費助成に該当することを説明し、負担の軽減を周知し納入の促進に努めた。

○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）

この返還金は母子寡婦福祉資金の修学資金2件に係る返還金である。うち1件については、電話、訪問等を繰り返した結果、毎月上旬に納付する約束に漕ぎ着けた。もう1件については借受人に対して継続的に電話、訪問等による償還指導を行った。また、借受人には生活基盤の確立を指導しながら、一部納付制度の活用などを通して収納を図っていく。

○過誤払返納金

特別障害者手当等過払返還金としてH24年度末で90,760円が未納となっている。文書催告、債務者訪問を行い、納入指導を行った結果11,440円が返納された。残額についても再度債務者訪問を行い、返納を促した。

被災保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、催告や返還の指導を行い、収入未済の解消に努めた。今後も継続して返還の解消に努めていく。

(11) 北部地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 市町村負担金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

土地改良事業費に係る受益者分担金について、不徴収部分があるもの。

- ・件数 1件
- ・金額 1,420,000円

(ロ) 行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、10月に調定したもの。

- ・件数 5件
- ・調定金額 19,560円

(ハ) 公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。

- ・台数 2台

ロ 措置の内容

(イ) 不適切な取扱いをした市町村負担金については、既に調定取消決議を行った。今後、改めて適切な調定を行うこととした。

また、次の項目を内容とする再発防止策を講じ、平成25年度の農業農村整備事業に係る市町村負担金・受益者負担金収入調定事務から実施している。

- ・チェックシートを設け、複数の職員が調定内容を確認する仕組を整えること、及び関係資料（市町への協議書や土地改良区への通知書の写し・算定資料・事務連絡等）を添付し、決裁を得る過程での内部チェック機能を強化すること。
 - ・事務処理に際し、法令等の解釈に疑問が生じた場合は、その都度根拠法令等に当たるとともに、当該法令等を所管する部署へ照会し、適正な事務処理を徹底すること。
- (ロ) 許可担当部署と調定担当部署が異なることから、相互に連携し、次の項目を内容とする再発防止策を講じる。
- ・許可を行う都度、速やかに関係書類を許可担当部署から調定担当部署に回付し、調定手続を行う。
 - ・許可担当部署が許可案件を一覧化し、調定担当部署と共有することで、許可2年目以降の調定の遅延や脱漏を防止する。
 - ・許可担当部署及び調定担当部署において、複数年許可に係る許可2年目以降の調定案件について、年間業務スケジュール表に登載し、調定の遅延や脱漏を防止する。
 - ・上記1、2及び3の事務についてマニュアルを作成し、許可担当部署及び調定担当部署が共通認識の下に業務を遂行する。
- (ハ) 公用車の車検を失効させないために、次の具体的な対策を全職員に周知し徹底を図った。
- ・公用車使用計画表や自動車運転記録簿へ自動車検査証の有効期間満了日を目立つように記載し、使用者及び決裁者が確認する。
 - ・各車両のダッシュボード等の目立つ場所に、自動車検査証の有効期間満了日を掲示し、乗車する誰もが車検時期を確認ができるようにする。
 - ・公用車ごとの自動車検査証の有効期間満了日や取扱責任者等を掲載した公用車管理表を事務所内に掲示するほか、安全運転管理者及び取扱責任者の業務を再確認し、車検や整備時期等の情報の共有化を図る。
 - ・毎年3月中に翌年度の公用車点検整備計画を作成し、具体的な整備の時期については、車検満了日の1か月前までに調整を図る。

(12) 北部地方振興事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 11,480,000円
 - 合 計 11,480,000円
- ・ H23年度収入未済額
 - 現年度分 1,435,000円
 - 過年度分 10,045,000円
 - 合 計 11,480,000円

ロ 措置の内容

農業改良資金貸付金償還金の収入未済については、電話や訪問面談等の実施により、債務者の生活状況を確認しながら、完済に向け納付指導を行っている。

今後も引き続き、債務者の生活状況を確認しながら、担保物件の強制執行も視野に入れ、

任意売却による分割納付を指導する等、適切な債権管理に努める。

(13) 水産技術総合センター

イ 監査委員の報告の内容

雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○自動車重量税の還付金

6月に国庫金送金通知があった自動車重量税の還付金について、翌年2月に受領し調定したものの。

- ・件数 10件
- ・調定金額 28,180円

○行政財産の使用許可に係る光熱水費

5月31日の納期限で調定すべき光熱水費について、10月4日の納期限で調定したものの。

- ・件数 1件
- ・調定金額 55,454円

ロ 措置の内容

事業担当者のみならず収入事務担当者など複数の者が調定状況等を把握できるように、所内共有のハードディスク上の支出経理簿と同様に収入経理簿を作成し、他の収入（受託事業収入等）と合わせ、遅延しないよう管理することとした。

また、会計職員については、全員会計事務研修会を受講し、会計事務のスキルアップを図った。

(14) 南三陸教育事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成24年4月分所得税について、払出の遅延により不納付加算税を賦課されたもの。

- ・源泉徴収額 143,146円
- ・不納付加算税額 7,000円
- ・納付期限 平成24年5月10日
- ・納付年月日 平成24年5月15日

ロ 措置の内容

支給事務確認票を作成したほか、行事予定板に払出日を明記し、総務班及び出納員が複数で確認することとした。また、払出後は、領収証書を供覧することとした。

さらに、決裁可能な日をあらかじめ確認し、そのスケジュールに合わせた支出処理を行なうよう、改善を図った。

(15) 角田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

毎月調定すべき平成24年度分電気料及び水道料について、平成25年10月に調定したものの。

- ・件数 20件

・調定金額 152,283円

ロ 措置の内容

電気、水道メーターの確認は複数の職員で行い、確認表に使用量を記入し調定をする。
また、業務執行計画を作成し、調定が遅延しないように徹底する。

(16) 仙台南高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの。

・対象者 2名

・付与すべき有給休暇 10日

ロ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、勤務条件等を明示することは最低限必要なことであり、関係法令、規則、通知等を熟読し内容を理解するとともに、服務担当者、任用担当者を確認を取りながら、明示する様式を整理し、臨時職員にとって不利益となることのないよう対応していく。

(17) 柴田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの。

・対象者 1名

・付与すべき有給休暇 10日

ロ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、要綱、要領を熟読した上で、関係規則をしっかりと把握し、任用担当者と服務事務取扱者で確認を取りながら服務上の取扱いを慎重に行うこととした。

(18) 貞山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額を誤ったため、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落不能となり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額7,377円が発生したもの。

・件数 1件

・正規支出額 246,674円

・誤支出手続額 246,301円

・遅収加算額 7,377円

ロ 措置の内容

平成24年4月分の電気料支払において、本校校舎分及び隣接民家のテレビ電波障害防除設備分の2件の支払をすべきところ、後者分の請求書を見落として処理したことから生じたものである。

これ以降は、請求書類等の精査を行うとともに、前月分の処理内容も併せて確認することで再発を防止している。

(19) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

製造実習棟殺菌灯設置工事について、予定価格を超えた見積額で落札者を決定していたもの。

- ・ 予定価格 409,000円(消費税を除く)
- ・ 見積額 420,000円
- ・ 契約額 420,000円

ロ 措置の内容

職員の認識不足が原因であったので、事務室内で関係条例等の再確認をして共通理解を図るとともに、見積(入札)依頼の段階で業者に対し、金額は税抜価格であることの周知を徹底することとした。

また、決裁段階においては複数の目でチェックするよう、なお一層心掛けることとした。

(20) 岩沼警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 384件
- ・ 過徴収金額 12,820円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料(平成25年4月受領)を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

(21) 石巻警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 291件
- ・過徴収金額 14,120円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

(22) 気仙沼警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 70件
- ・過徴収金額 2,700円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

(23) 佐沼警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 117件
- ・過徴収金額 6,280円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

(24) 加美警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 81件
- ・過徴収金額 3,200円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。